

## 健康福祉常任委員会委員長報告

去る3月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和8年3月5日(木)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 島野和夫、村田裕子、滝瀬光一、中村洋子、  
高橋 誠
- 4 審査結果

「議案第22号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### ◎「議案第22号」について

(1) 「新たに創設された子ども・子育て支援金制度について」質疑したところ、「令和8年4月から始まる制度で、北本市国民健康保険の被保険者1人当たり年額で約2,490円、月額では約207円、世帯当たりでは年額で約3,524円、月額で約293円の増額となります。モデルケースを挙げると、40歳から64歳までの1人世帯の方で世帯所得が0円の場合は、7割軽減の対象者となり、年額400円となります。また、40歳から64歳までの夫婦2人世帯で、世帯所得200万円の場合は軽減対象とはならないため、世帯当たりの年額は7,200円となります」との答弁がありました。

(2) 「低所得世帯、未就学児、出産被保険者及び18歳未満の被保険者に係る支援納付金課税額の減額について」質疑したところ、「従来の医療分、後

期支援分、介護分と同様に、均等割額及び18歳以上均等割額については、低所得世帯の7割、5割、2割軽減並びに未就学児軽減、産前産後の保険税軽減が適用されます。18歳未満の被保険者については、均等割額を一度課税した上で、先ほどの軽減の適用後に、残りの課税分を軽減することで、結果として10割軽減とします。この18歳未満被保険者の10割軽減に係る額については、18歳以上の被保険者で負担することとなり、減額相当分を18歳以上被保険者均等割額として、18歳以上の被保険者に課税されます」との答弁がありました

(3) 「子ども・子育て支援金分の税率の設定基準について」質疑したところ、「条例の一部改正により設定した税率等は、埼玉県が示す市町村標準税率に準拠しています。県の調査では、新設の制度ということもあり、県が示した市町村標準税率を基準としている市町村が多く見られました」との答弁がありました。

(4) 「同制度の近隣状況について」質疑したところ、「県の調査によると近隣市の課税状況については、上尾市が所得割分0.26%、均等割1,580円、18歳以上均等割107円、桶川市は所得割分0.29%、均等割1,800円、18歳以上均等割120円、鴻巣市は所得割分0.29%、均等割1,800円、18歳以上均等割100円となっています」との答弁がありました。

(5) 「制度の周知方法について」質疑したところ、「広報きたもと5月号の市税等のお知らせに記事を掲載するほか、市のホームページや、7月に発送予定の令和8年度納税通知書に同封する保険税のしおりにも、子ども・子育て分の説明を加え、丁寧に周知していきます」との答弁がありました。

本案に対する討論は反対討論が1件ありました。

以上報告いたします。

令和8年3月25日

健康福祉常任委員会  
委員長 高橋 誠

北本市議会議長 保 角 美 代 様